

川崎市福祉人材育成アドバイザー設置要綱

平成 23 年 3 月 11 日健康福祉局長決裁

(目的及び設置)

第 1 条 少子高齢化の進行や、経済状況の変化に伴う生活保護世帯の増加、児童や高齢者の虐待への対応など、福祉行政を取り巻く環境が大きく変化している中で、団塊世代の大量退職時代を迎え、福祉分野の専門職においては専門性の向上に工夫が必要であることから、専門的立場から適切な助言・提言を得て、効果的な人材育成の制度設計等の検討や実践の推進を目的として、川崎市福祉人材育成アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(身分)

第 2 条 アドバイザーの身分は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する顧問として委嘱する非常勤職員とする。

(委嘱)

第 3 条 アドバイザーは、福祉分野に関する専門知識を有しかつ本市の福祉行政にも精通し、知識と経験を有する学識経験者等の専門家のうちから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は 1 年とし再任を妨げないものとする。

(職務)

第 4 条 アドバイザーの職務は、本市における福祉等専門職の人材育成に関し、スーパーバイザーにおける指導体制、人材育成シートの活用方法、新たな階層別研修の構築・実施をはじめ、異動基準や昇任制度等の改革など、将来を見据えた詳細な人材育成計画策定及び実践について指導・助言等を行うものとする。

(報酬)

第 5 条 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和 22 年川崎市条例第 12 号)の規定に基づき、アドバイザーに報酬を支給する。

2 前項の報酬は日額とし、その額は別表のとおりとする。

(庶務)

第 6 条 アドバイザーに関する事務は、健康福祉局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるものの他、アドバイザーに必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

報 酬 額	日額 12,000円
-------	------------